

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：宇治田原町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	92.2%
全職員	69.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—%
本庁課長相当職	96.5%
本庁課長補佐相当職	96.8%
本庁係長相当職	—%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.1%
31～35年	105.5%
26～30年	90.3%
21～25年	85.0%
16～20年	90.4%
11～15年	100.7%
6～10年	101.0%
1～5年	89.0%

【説明欄】

- ・役職段階別の「本庁部局長・次長相当職」には該当する職員がいないため記載なし。(理事級の職員は「本庁課長相当職」に含んでいる。)
- ・役職段階別の「本庁係長相当職」については、一方の性別の対象者が少なく、特定の職員の給与が推測し得るため非公表としている。
- ・扶養手当や住居手当については、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は88.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は86.7%である。
- ・相対的に給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」における女性の割合は31.5%であるのに対し、相対的に給与水準の低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の割合は68.8%であり、「全職員」区分において女性の給与の割合が低いことの要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。